

静岡市屋外広告物条例施行規則新旧対照表

現行	改正後
<p>○静岡市屋外広告物条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日 規則第218号</p> <p>第1条から第12条 (略) (許可の期間の更新の申請)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請前3月以内に行った屋外広告物点検報告書(様式第4号)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 前条の堅牢な^{ろう}広告物又はこれを掲出する物件について第1項の許可の期間の更新の申請をする場合においては、前項第2号の規定により添付しなければならない屋外広告物点検報告書の点検実施者は、<u>条例第18条に規定する堅牢な^{ろう}広告物等の管理者</u>でなければならない。</p>	<p>○静岡市屋外広告物条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日 規則第218号</p> <p>第1条から第12条 (略) (許可の期間の更新の申請)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請前3月以内に行った屋外広告物安全点検報告書(様式第4号)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 前条の堅牢な^{ろう}広告物又はこれを掲出する物件について第1項の許可の期間の更新の申請をする場合においては、前項第2号の規定により添付しなければならない屋外広告物安全点検報告書の点検実施者は、<u>次の各号いずれかに該当するもの</u>でなければならない。</p> <p><u>(1) 条例第28条第1項第1号又は第4号に掲げる者</u></p> <p><u>(2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の一級建築士又は同条第3項の二級建築士の資格を有する者で、条例第28条第1項第2号又は第3号に規定する講習会の課程を修了した者</u></p>

<p>4 (略)</p> <p>第14条から第23条の3 (略)</p> <p>(講習会)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 次に掲げる者は、条例第27条第2項第3号に掲げる事項の受講を免除する。この場合において、講習会を受けようとする者は、前項の申請書に、その資格を証する書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>建築士法(昭和25年法律第202号)</u>に基づく建築士の資格を有する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2訓練科の欄に掲げる<u>帆布製品科</u>に係る職業訓練を修了した者、同規則別表第11免許職種の欄に掲げる帆布製品科に係る職業訓練指導員の免許を受けた者又は<u>職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1</u>に掲げる帆布製品製造に係る技能検定に合格した者</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>(3) 前2号に掲げる者と同等以上の広告物及び掲出物件の点検に係る知識を有するものとして市長が別に定める者</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第14条から第23条の3 (略)</p> <p>(講習会)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 次に掲げる者は、条例第27条第2項第3号に掲げる事項の受講を免除する。この場合において、講習会を受けようとする者は、前項の申請書に、その資格を証する書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>建築士法</u>に基づく建築士の資格を有する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2訓練科の欄に掲げる<u>帆布製品製造科</u>に係る職業訓練を修了した者、同規則別表第11免許職種の欄に掲げる帆布製品科に係る職業訓練指導員の免許を受けた者又は<u>同規則別表第11の3</u>に掲げる帆布製品製造に係る技能検定に合格した者</p> <p>3 (略)</p>
---	---

4 (略)

5 (略)

6 (略)

第25条から第29条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の静岡市屋外広告物条例施行規則(平成8年静岡市規則第24号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に、静岡県屋外広告物条例施行規則(昭和49年静岡県規則第31号。以下「県規則」という。)の規定により静岡県知事がした書類の交付その他の行為(屋外広告業届出済証の交付を除く。)又はこの規則の施行の際現に静岡県知事に対して行っている申請その他の行為で、この規則の施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後におけるこの規則の適用については、この規則の相当規定により市長のした書類の交付その他の行為又は市長に対して行った申請その他の行為とみなす。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

第25条から第29条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の静岡市屋外広告物条例施行規則(平成8年静岡市規則第24号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に、静岡県屋外広告物条例施行規則(昭和49年静岡県規則第31号。以下「県規則」という。)の規定により静岡県知事がした書類の交付その他の行為(屋外広告業届出済証の交付を除く。)又はこの規則の施行の際現に静岡県知事に対して行っている申請その他の行為で、この規則の施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後におけるこの規則の適用については、この規則の相当規定により市長のした書類の交付その他の行為又は市長に対して行った申請その他の行為とみなす。

中略

中略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第13条第3項の改正規定（「屋外広告物点検報告書」を「屋外広告物安全点検報告書」に改める部分を除く。）については、平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。